

議案第 32 号

映画「尖閣 1945」製作業務委託契約についての議決内容の一部変更について

令和 7 年第 2 回石垣市議会(定例会)で議案第 32 号をもって議決された映画「尖閣 1945」製作業務委託契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「199,974,390 円」を「274,974,390 円」に変更する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

映画「尖閣 1945」製作業務委託契約について、製作工程における技術仕様等の変更に伴い契約金額を変更する必要があるので、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 47 年石垣市条例第 8 号)第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。